

白鷗大学 鷗友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は白鷗大学鷗友会（以下「本会」という。）と称する。

(会員)

第2条 本会の会員は、正会員、特別会員及び準会員で構成する。

2. 正会員は、白鷗大学、同学女子短期大学部の卒業生及び同学大学院修了生とする。但し、大学院については任意加入とする。
3. 特別会員は、以下の者とする。
 - (1) 白鷗大学及び同学大学院の教職員
 - (2) 白鷗大学、同大学女子短期大学部及び同学大学院の元教職員
 - (3) その他総会で認めた者
4. 準会員は、白鷗大学及び同学大学院の在學生とする。但し、大学院については任意加入とする。

(名誉会長)

第3条 名誉会長は白鷗大学学長とする。

(事務局)

第4条 本会は、事務局を白鷗大学内におく。

2. 事務局は、総会または理事会で決議された事項の執行及び会務の事務を取り扱う。
3. 事務局には事務局長を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は会員相互の親睦及び修養を図ると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会報及び会員名簿の発行
- (2) 会員の親睦を図る諸事業
- (3) 母校の発展を図る諸事業
- (4) その他必要な事業

第3章 機関

(機関)

第7条 本会の機関は、総会、理事会、監事会及び部会とする。

(総会)

第8条 総会は、正会員をもって構成し、本会の最高議決機関であり、原則として、毎年1回定期総会を開催する。但し、会長が必要と認めたとき、又は理事の過半数の要求があったときは、臨時総会を開催しなければならない。尚、特別会員及び準会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

2. 総会は、会長が招集し、その決議は出席会員の過半数で決する。
3. 総会の決議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会則の制定及び改廃
 - (2) 理事及び監事の選出
 - (3) 予算及び決算の承認
 - (4) 事業計画及び事業報告の承認
 - (5) その他、必要な事項

(理事会)

第9条 理事会は、総会において正会員の中から選出された理事をもって構成し、原則として毎年1回以上定期理事会を開催する。会長が必要と認めたとき又は、理事の3分の1以上から要求があるときは、会長はこれを開催しなければならない。

2. 理事会は、理事の過半数（委任状含む）の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。理事は書面をもって他理事に権限を委任することができる。
3. 理事会の決議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 役員及び事務局長の選任
 - (2) 総会で決定された委任事項に関する事
 - (3) 総会へ提出する議案に関する事
 - (4) 事業の計画及び変更に関する事
 - (5) その他必要な事項
4. 理事に立候補する場合は、事前に第9条の2第2項に定める準理事に登録しなければならない。

(理事会の構成員)

第9条の2 理事会には本会理事の他に準理事の構成員を置く。

2. 準理事は、次期総会において理事に立候補する意思表示（登録）をし理事会にて認められた理事候補、または理事会が特別に認めたものによって構成され、理事会において意見を述べることの出来る者をいう。

(顧問及び相談役)

第9条の3 理事会の定めるところにより必要に応じて顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問は、本会の運営に関する助言を任務とする。
3. 相談役は、本会の事業に関する助言を任務とする。

(監事会)

第9条の4 監事会は、総会によって選任された監事3名以上により構成され、会計・資産の監査を担う。

(部会)

第9条の5 部会は、部会員によって構成し、各事業を執行する。必要により、理事会の議に基づいて、特

定の目的をもとに設置することが出来る。

2. 部会員は、理事会の定めた特定の目的を執行する。

(理事、役員、顧問及び相談役、監事の任期)

第9条の6 理事、役員、顧問及び相談役、監事の任期は、2年後の定期総会終結のときまでとする。

但し、再任を妨げない。なお、役員は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行なうものとする。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会には、次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以上

(役員を選出)

第11条 役員は、理事会の互選によって選出する。

(役員職務)

第12条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(監事会)

第13条 削除 (平成21年6月28日削除)

(理事・役員及び監事の任期)

第14条 削除 (平成21年6月28日削除)

第5章 支部

(支部)

第15条 本会は、地域を単位とする支部を設置することができる。

2. 支部の設置は、総会の承認を要する。

3. 支部には当該支部で選出した支部長を置く。

第6章 会計

(収入)

第16条 本会の収入は、会費、寄付金、資産運用収入及びその他の収入とする。

(会費)

第17条 会費は、白鷗大学及び同学大学院在学中に徴収する。

2. 会費は修学1年につき、10,000円とし、40,000円を上限とする。

3. 特別の事業等を行う場合には、その都度臨時に会費を徴収することがある。

4. 納入された会費は、原則として返還しないものとする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(決算)

第19条 本会の決算は、会計年度終了後、速やかに帳簿決算を行い、収支決算書を監事会に提出し、同会の意見を付して総会に報告し、その承認を得なければならない。

(帳簿の備置)

第20条 本会は、次の帳簿を備置しなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 現預金出納帳
- (3) その他理事会が必要と認めたもの

第7章 雑則

(改正)

第21条 本会則の改正は、総会において、出席者の3分の2以上の決議により行う。

(細則)

第22条 本会則の施行に必要な細則は、理事会において定める。

(除名)

第23条 本会の名誉を毀損する行為のあった会員は、理事会の決定を経て除名することができる。

(諸届)

第24条 会員は、転職、転居及び改姓等があった時は、その都度本会事務局に届け出るものとする。

(アルバイト)

第25条 本会では、円滑な運営と業務の執行を図るために、アルバイトを雇用することができる。

附 則 この会則は、平成3年11月9日より施行する。

附 則 この会則は、平成12年10月29日より施行する。

附 則 この会則は、平成14年10月26日より施行する。

附 則 この会則は、平成17年10月29日より施行する。

附 則 この会則は、平成18年6月25日より施行する。

附 則 この会則は、平成19年6月24日より施行する。

附 則 この会則は、平成21年6月28日より施行する。

附 則 この会則は、平成23年6月18日より施行する。

附 則 この会則は、平成27年6月21日より施行する。

附 則 この会則は、平成30年6月17日より施行する。

附 則 この会則は、令和5年6月3日より施行する。